

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人カーサグランデという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎市清武町木原 413 番地 1 カイルアビルⅢ103 号室に置く。

(2) この法人は前項のほか従たる事務所を延岡市構口町 1 丁目 6025 番地 9 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、宮崎県において、生活困窮者（高齢者・障がい者・刑事施設退所者等）に対して、生活困窮者の立場を最優先にした自立支援・就労継続支援や障がい者グループホームでの共同生活援助などの福祉サービスに関する事業を行い、生活困窮者との随伴型社会の形成を理念とし、社会全体の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。

また、動物愛護精神に基づき、人と動物が適性に共生できる各種事業を行い、地域の生活環境改善に努める事で、命に優しい環境社会作りに寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑫ 子どもの健全育成を図る活動

- ⑬ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯ 消費者の保護を図る活動
- ⑰ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑱ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活困窮者の就労移行支援に関する職業訓練事業
- (2) 生活困窮者の就労継続支援に関する事業
- (3) 生活困窮者への共同生活援助に関する事業
- (4) 生活困窮者がボランティアとして参加することができるボランティア活動事業
- (5) 生活困窮者の余暇活動としてのイベント等の開催事業
- (6) 自宅安否確認事業啓発及び情報収集と提供事業
- (7) 独居高齢者に関わる支援とそれに伴う活動事業
- (8) 生活困窮者、障がい者へ啓発及び情報収集とサービス提供事業
- (9) 介護保険法に基づく訪問介護事業
- (10) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (11) 障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業
- (12) 障がい者総合支援法に基づく一般相談事業
- (13) 障がい者総合支援法に基づく総合相談事業
- (14) 障がい者総合支援法に基づく特定相談事業
- (15) 障がい者総合支援法に基づく地域生活相談事業
- (16) 障がい者総合支援法に基づく就労相談事業
- (17) 障がい者総合支援法に基づく自立支援事業
- (18) 児童福祉に関する情報収集と提供事業
- (19) 地域小規模児童養護施設の経営
- (20) ホームヘルパー養成事業および医療的ケア児等コーディネーター事業
- (21) 動物の愛護及び管理に関する法令の趣旨に基づく普及啓発事業
- (22) 動物の適正な飼養及び保管に関する知識の普及、相談及び支援事業
- (23) 災害時における動物救援並びにその普及啓発事業
- (24) 災害時に宮崎県が行う動物救助活動への協力事業
- (25) 行き場の無い犬猫の譲渡代行業
- (26) 犬猫等動物との触れ合い体験の提供事業
- (27) 動物愛護精神の啓発活動事業
- (28) 飼い主のいない犬猫と人が適性に共生できるよう配慮した地域犬猫対策事業
- (29) 各愛護センター及び保健所での保護事業

- (30) 障害者、高齢者、不登校児、嗜癖問題者、およびその家族を対象とした動物介在活動、動物介在療法および動物介在療育・教育の実践、アニマルセラピストの育成・指導事業
- (31) ペットシッター・ペットホテル事業
- (32) 動物火葬場および霊園の設置運営事業
- (33) 家庭飼育動物の飼育モラル向上の啓蒙活動事業
- (34) 犬猫の災害時避難預かり事業
- (35) 動物雑貨・グッズの製造販売と破棄ペットフード、ペット雑貨の加工及び販売事業
- (36) 動物の福祉および愛護に関わる活動事業
- (37) 動物の愛護及び管理に関する広報誌等の刊行並びにホームページ等による情報発信事業
- (38) 動物の愛護及び管理に関する内外の情報収集と調査研究及び成果の公表事業
- (39) 動物の愛護及び管理に関する地域並びに国内諸団体と連携事業
- (40) その他の目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第6条 前項第2号に掲げる事業は、前条に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は前条に掲げる事業にあてるものとする。

- (1) 飲食店の経営事業
- (2) 生産財及び消費財の販売事業
- (3) 施設及び設備、備品の有料貸し出し事業
- (4) バザー及びフリーマーケット事業
- (5) 土木建築に関わる補修・修繕・修理事業

第3章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の2種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(入会)

第8条 正会員となろうとするものは、入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を受け入会するものとする。

- 2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第9条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人ないし2人を副理事長とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において正会員(団体にあつてはその代表者)のうちから選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、(理事長があらかじめ指名した順序によって、)その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況につき、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、任期満了後最初に開かれる通常総会で後任者が承認され就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第22条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総会

(種別及び構成)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任及び解任、職務及び報酬

- (6) 会費の額
- (7) 解散した場合の残余財産の帰属先
- (8) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、総会の日々の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることができない。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第49条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に招集の必要がある時は、理事の過半数の同意を得て、その期間を短縮することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、原則として理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第2項及び第40条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第45条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

2 前項に規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、年間役員名簿と事業年度末日現在の社員のうち10人以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に本法人の所轄庁に提出しなければならない。

3 この法人の決算において、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の賛成を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、他の特定非営利活動法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報及びこの法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示する。

第10章 雑則

(委任)

第53条 この定款の施行につき必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

付 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 加藤賢治

副理事長 野本修二

理事 井上由起子

監事 中武精一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第43条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	5,000円	団体	10,000円
賛助会員	個人	3,000円	団体	5,000円

(2) 年会費

正会員	個人	10,000円	団体	10,000円
賛助会員	個人1口	3,000円(1口以上)		
	団体1口	5,000円(1口以上)		